

(旧) 日本語学会理事選挙施行規則

2002年11月9日 制定

2004年5月22日 改定

2008年5月17日 改定

2014年5月17日 改定

2018年5月19日 改定

第1条 この規則は、会則第7条に基づき、理事9人の選出に関して、選挙を施行する際の方式を定めるものである。

第2条 次期理事の選出に関する選挙の実施責任者は、現会長がこれに当たる。実施に必要な文書は現会長名で出す。

2 理事選挙の開票には、立会人2人を置く。立会人は、現理事のうち次期理事候補として対象外の理事から選ぶことを原則とし、その人選は現会長に一任する。

3 理事選挙の投票・開票に関わる事務は、事務局が担当する。

第3条 理事選挙は、次期評議員として確定した50人の投票によって行われる。

2 投票は、上記50人を候補者として行われる。

3 投票用紙は、9名連記の用紙とする。

第4条 投票は、郵便投票によって行う。

2 投票後、立会人のもとに直ちに開票を行い、上位9人を当選者とする。

3 同点者が複数あって9人を超えた場合は、同点者について立会人による抽選を行い、順位を決めて、当選者を決定する。

4 上記の作業が終わった時点で、理事9人を確定し、直ちに各当選者にその旨を知らせるとともに、会長選挙の候補者となったことを通知する。

付則 この規則は2004年5月22日から施行する。

付則 この規則は2008年5月17日から施行する。

付則 この規則は2014年5月17日から施行する。

付則 この規則は2018年5月19日から施行する。

(注)「日本語学会選挙施行規則」(2019年10月26日制定)の制定にともない、この規則は廃止された。